

## 都島区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由	WTO
1	平成31年度都島区民まつり業務	催事	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	7,602,988	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	地域福祉コーディネート事業	その他	社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会	12,891,579	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	性質または目的が競争入札に適しないもの	-
3	平成31年度都島区新たな地域コミュニティ支援業務	その他	株式会社KEGキャリア・アカデミー	15,316,452	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和元年度「都島区小学生放課後学習支援モデル事業」業務委託	その他	株式会社トライグループ	7,333,600	令和1年5月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	令和元年度「グローバル人材育成事業」業務委託	その他	特定非営利活動法人Color bath	1,176,876	令和元年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度都島区民まつり業務

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本事業は、区民まつりについて区民等と協働実施することを条件としており、イベントの作り手として広く区民等が参画できるしくみの構築を求めることから、定型の仕様を用いた価格競争ではなく、企画提案方式を採用することがより優れた成果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会について、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市コミュニティ協会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 まちづくり推進課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

都島区地域福祉コーディネート事業

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本事業は、区内9小学校区にある福祉会館等を拠点に、地域事情に精通した人材をコーディネーターとして配置することにより、地域で起こる様々な福祉課題に、より身近なところで対応できる体制の構築を目指し、平成25年度から実施してきた事業であり、各地域の関係機関・専門機関との連携により、福祉コミュニティの促進を図ることとしている。

事業実施に当たっては、地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有することや、福祉分野における専門的な知識やノウハウが求められる。

都島区社会福祉協議会は、上記の要件を満たすとともに、平成26年4月、当区との間に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、都島区における地域福祉を推進するため、相互に役割を分担して、連携・協働することとしている。

また、要援護者名簿の管理や整備、地域の協力者と連携した見守り活動等、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の側面的支援も担っており、同事業は、福祉局が同協議会に事業委託契約を結んでいることから、当区が行う地域福祉コーディネーターによる地域への支援とは連携して実施していく必要があるため、そういった点からも同協議会との契約が望ましい。

さらに、本事業は、平成25年度から平成27年度まで、プロポーザル方式により契約相手を公募し選定を行ってきた経過があるが、地域事情に詳しく、地域福祉の分野で、各地域の核となる人材を確保した上で、行政の役割を補完しつつ、専門的な指導を行える事業者は他に存在せず、3年間で応募があった事業者は同協議会のみであった。

以上のことから、「地域福祉の推進」に区役所とともに、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるといえるため、都島区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（福祉）（電話番号 06-6882-9857）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度都島区新たな地域コミュニティ支援業務

## 2 契約の相手方

株式会社 KEG キャリア・アカデミー

## 3 随意契約理由

本業務は、民間事業者の柔軟な立場から、地域との連携・協働のための橋渡しを担う中間支援組織の役割が重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において、意見を聴取した結果、株式会社 KEG キャリア・アカデミーについて、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 KEG キャリア・アカデミーと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 まちづくり推進課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度「都島区小学生放課後学習支援モデル事業」業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社トライグループ

## 3 随意契約理由

本業務は、都島区内小学校2校の児童を対象に、放課後、民間事業者による学習支援を実施することにより、授業以外での学習時間の少ない児童に対して学習習慣を定着させ、また、学校の授業についていけない児童に学年を遡って理解させることを目的とするものである。

本業務の実施に当たっては、民間事業者の持つ課外学習に関するノウハウや、教育に関する幅広い知識と経験・専門性が求められるところであり、広く企画提案を受け、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法を採用することが望ましいため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社トライグループの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライグループと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6882-9889）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度「グローバル人材育成事業」業務委託

## 2 契約の相手方

特定非営利活動法人C o l o r b a t h

## 3 随意契約理由

本業務は、小・中学生を対象にそれぞれ異文化と触れ合う機会を提供し、児童・生徒が外国人と積極的にコミュニケーションを図るよう促すことによって、グローバル化時代に必要なコミュニケーション能力を育成することを目的として実施するものである。

本業務の実施に当たっては、コミュニケーション手法や異文化理解、初等英語教育等に関する幅広く高度で専門的な知識・企画力が求められるところであり、広く企画提案を受け、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法を採用することが望ましいため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人C o l o r b a t hの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人C o l o r b a t hと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6882-9889）